

事業名称	社会福祉協議会運営助成事業費	担当所管	健康福祉部 地域福祉推進課
------	----------------	------	------------------

事業目的

東村山市の地域福祉を推進する

事業対象者

福祉を必要とする全ての市民

事業内容

●社会福祉協議会に対し助成を行う。

●主たる助成対象は、社会福祉協議会における法人運営事業やボランティア活動推進事業。

●助成根拠:東村山市社会福祉法人に対する助成に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第58条第1項の規定に基づき、東村山市の区域内において社会福祉事業を営む社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する助成について定めることを目的とする。

●社会福祉協議会とは（東村山市社会福祉協議会のホームページより）

・社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る団体として、社会福祉法の中で位置づけられている公共性をもつ民間の福祉団体で、すべての市区町村や都道府県・国レベルにも設立されている。

・社会福祉法第109条では、市区町村社会福祉協議会の行う事業が下記のように定められている。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

・東村山市社協は、公私の保健・福祉・医療関係施設、団体と協力して、住民のみなさんが主体となって地域の福祉課題に取り組むことで、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指している。

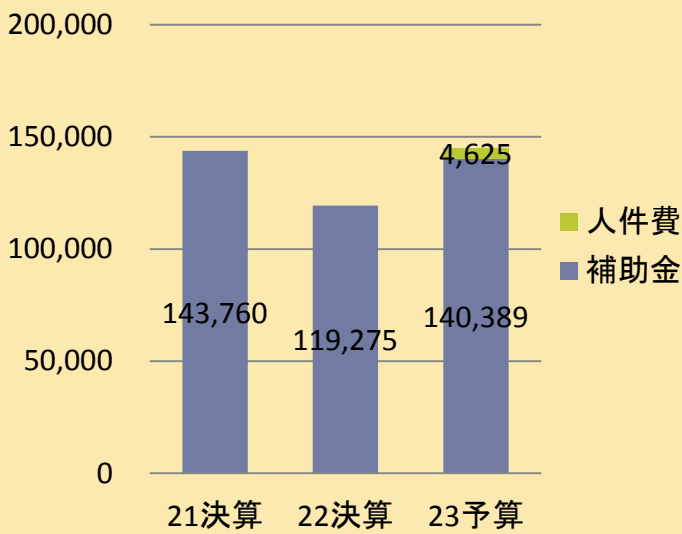
・市独自で取組が出来ない地域福祉を推進していくための事業（ボランティア活動推進事業、地域活動補助、福祉団体等助成、くらしなんでも相談、移送サービス、点訳サービス、障害者週間・福祉のつどい、福祉協力員活動など）を行っている。

【社会福祉協議会の沿革】

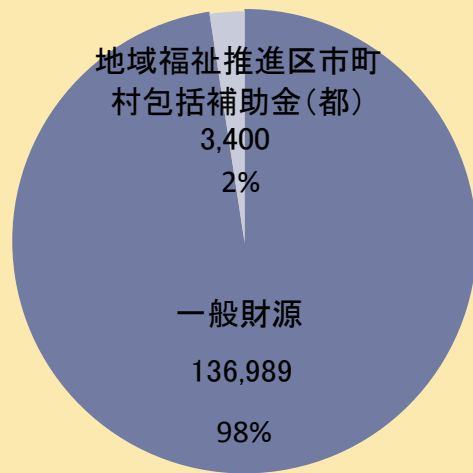
昭和39年 社協設立
 昭和44年 社会福祉法人となる
 昭和52年 社会福祉センター開設により事務所を移転、福祉協力員会が始まる
 平成 2年 野口町の事務所を開所
 平成20年 事務所を旧東村山保健所へ移転

コスト

コスト内訳
(千円)



財源内訳



※人件費は23年度のみ算出。算出方法は「プロフィールの見方」参照。

平成22年度 東村山市社会福祉協議会の経常活動資金収支実績 (千円)

市補助金収入	119,275	法人運営事業、ホウレンソウ活動推進事業ほか
市受託金収入	247,482	憩の家運営管理・廻田ふれむ、社会福祉センター(含む福祉作業所)指定管理ほか
都社協受託金収入	19,744	福祉サービス利用援助事業ほか
その他収入	139,325	介護保険収入、寄附金、会費ほか
経常収入計(1)	525,826	
経常支出計(2)	513,817	人件費(402百万円)、事務費(72百万円)、事業費(18百万円)ほか
経常活動資金収支差額(1)-(2)	12,009	

(平成22年度決算の法人全体資金収支計算書に基づき作成)

・社協人員(平成23年度現在) : 56人(うち正職員35人)

・市と社協との関係では、市から社協への運営助成のほか、市の福祉事業の一部委託や、社会福祉センター(含む福祉作業所)の管理を指定管理者として指定している。

・市と社協とは、市制施行以来、共にそれぞれの役割を持ってパートナーとして協力し合い、東村山市の地域福祉全般を担ってきた経緯がある。

課題

●市と社協との役割分担

少子高齢化が進む中、地域福祉に対するニーズは大きいものがある。また、行政だけではまかないきれないニーズへの対応策が必要となっている。市と社協の役割を確認しつつ、地域福祉を推進していくことが必要である。

【補足説明資料】

社会福祉協議会について

社会福祉協議会は地域福祉の推進を図る団体として社会福祉法に規定されており、市町村の福祉行政にとって非常に重要な役割を担っています。社会福祉法第109条では社会福祉協議会の行う事業として下記の内容があげられています。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

東村山市社会福祉協議会では法人本体の運営事業やボランティア活動推進事業に充てられている社会福祉協議会助成事業をはじめとして、右表のとおり市からの委託・補助事業を実施しています。これらの事業のほかにも、介護保険事業や東京都社会福祉協議会からの委託事業などを実施し、幅広く地域福祉の推進に努めています。

市と社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進していくためには、行政が行う公的な支援のみならず、地域社会における様々な福祉課題に対して住民同士が当事者として参加し、可能などころで担い手にもなることで、自らの地域を行政と共に創りあげていくことが必要となってきます。その際に、社会福祉協議会には公共性の高い民間団体として、地域における福祉活動を支援し、調整していく役割が期待されています。

現在では、市が住民等の意見を伺いながら策定した「地域福祉計画」(社会福祉法に規定されている地域福祉の推進に関する事項を定めた計画)と、社会福祉協議会の呼びかけで、住民や社会福祉活動を行う方々が協力して策定した「地域福祉活動計画」(福祉課題の解決をめざし住民活動等の方針をまとめた計画)の2つの計画が車の両輪となり、東村山市の福祉の方向性を形作っています。

＜地域福祉計画と地域福祉活動計画＞

地域福祉の推進に向け、同じ方向をめざし、相互に補強しあい連携を図っていく。

第3次地域福祉計画(H18～23年度)

基本理念「ともに認め合い、話し合い、支え合いながら暮らすことができるまち 東村山」

- ・行政施策の展開や方向
- ・地域住民の意識づくりを含めた環境整備など

第3次地域福祉活動計画(H18～23年度)

基本理念「わたしがつくる みんなでつくる 地域福祉活動」

- ・住民活動を推進するための活動計画
- ・公的な制度では対応できない課題への支援など

社会福祉協議会への委託・補助等事業

(円)

委託・補助事業一覧	平成 23 年度 当初予算額	事業概要
社会福祉協議会運営助成事業費	140,389,000	地域福祉向上のための福祉活動支援や、社会福祉を目的とする事業に関する普及・宣伝等を行う社会福祉協議会への補助金
福祉サービス総合支援業務委託料	3,256,000	福祉サービスに関する利用相談、福祉サービスの利用に際しての苦情対応などを行う業務
成年後見制度推進業務委託料	18,346,000	認知症等で判断能力の低下した方等が、地域で安心して生活を継続できるように、成年後見制度の推進を行う業務
手話通訳者派遣事業委託料	5,571,000	聴覚障害者の社会参加の際に、必要な場所と時間に手話通訳者を派遣する事業
障害者相談支援事業委託料	13,630,000	障害者やその家族の方に対して福祉サービスを受けるための相談や、各種イベントを実施する事業
生活安定応援事業委託料	8,496,000	一定所得以下の方の生活安定に向けた生活相談、就労支援、資金の貸付等を行う事業
幼児相談室運営委託料	26,993,000	子どもの養育に心配・不安等がある方への相談支援や専門的な助言指導などを行う幼児相談室の運営
東村山市中部地域包括支援センター業務運営委託	21,000,000	高齢者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、介護をはじめとする幅広い相談をうけたり、関係機関と調整を行なうセンター。市内に5箇所あるうちの1つ。
東村山市地域包括支援センター基幹業務運営委託	15,216,000	市内に5箇所ある地域包括支援センターの総括的業務を行う
東村山市老人クラブ等運営委託料	7,701,000	高齢者の生きがいと健康づくりを進める老人クラブの育成指導を行う
東村山市憩いの家管理運営及び夜間開放関係委託	50,337,000	高齢者の健康増進、福祉の増進のため市内4箇所の憩いの家を運営する
高齢者生きがい事業委託料	46,689,000	高齢者に健康、文化、生きがいと交流作りの各種事業を実施し、介護予防と生きがいの提供を行う事業。(各種講座、長寿を共に祝う会、健康長寿のまちづくり推進室の運営など)
社会福祉センター指定管理料	16,263,000	社会福祉センターの運営、集会室の貸し出しなどを行うための指定管理料。
福祉作業所運営指定管理料	20,811,000	社会福祉センター内で福祉作業所を運営するための指定管理料。福祉作業所では低所得等の課題を抱えた利用者に対して作業を介した生活全般にわたる支援を実施している。
合計	394,698,000	

社会福祉協議会運営助成事業費の内訳

主に下記の事業を実施するための人件費や印刷製本費、消耗品費等に充てられています。

- 法人運営事業・・・社会福祉協議会という法人を運営していく上での財務管理、人事、法務等を行っている。
- 地域福祉事業・・・障害等により外出が困難な方への移送サービスや、福祉なんでも相談所を運営している。
- ボランティア活動推進事業・・・ボランティア活動についての相談や紹介、需要調整を行うほか、地域との連携、情報提供などといった、ボランティアセンターの運営を行っている。
- 助成事業・・・市内福祉団体への助成金
- 生活福祉資金貸付事業・・・所得の少ない世帯等に対して、生活の安定と経済的自立を図ることを目的として福祉資金や教育支援資金の貸付けを行っている。

(円)

	法人運営事業	地域福祉事業	ボランティア活動推進事業	助成事業	生活福祉資金貸付事業	運営費合計
平成 22 年度 決算額	70,666,938	11,564,700	25,807,460	483,000	10,753,229	119,275,327

市と社会福祉協議会の関わり

東村山市では本事業費の支出にあたり、次の通り関与を行っています。

- 社会福祉協議会より、次年度の事業実施計画とそれに基づく収支計画が提示され、当該内容について当課とヒアリング等を実施し、市内部での協議等を通して適切な事業規模、予算規模を決定。
- 年度当初に社会福祉協議会より、東村山市社会福祉法人に対する助成に関する条例に基づき補助金の申請が行われ、そこで提出される事業計画について市内部で精査を行い、補助金額を決定する。
- 市は必要に応じて、随時事業の実施状況を調査し、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 年度末、事業終了後に社会福祉協議会より収支決算書、事業報告書が提出される。市はこれに沿って、当該補助金が適切に使用されたかの確認を行い、必要に応じてヒアリング等を実施する。



社会福祉法人
東村山市社会福祉協議会
東村山ボランティアセンター
東村山市中部地域包括支援センター
東村山市障害者地域市立生活センター「るーと」

拠点住所 野口町1-25-15東村山市地域福祉センター

電話番号 042-394-6333(代表)



東村山市社会福祉協議会
キャラクター
ぽんた

